

京都地方最低賃金審議会

令和 7 年度 第 1 回

京都府電気機械器具製造業 最低賃金専門部会

〔 令和 7 年 10 月 30 日 (木) 9 : 30 ~
京都 労 働 局 6 階 会 議 室 〕

【議 事 次 第】

- 1 部会長及び部会長代理の選出について
- 2 京都府電気機械器具製造業 最低賃金の改正について
- 3 今後の審議日程について

【提 出 資 料】

No. 1	京都府電気機械器具製造業 最低賃金専門部会 委員名簿	p. 1
No. 2	京都地方最低賃金審議会 京都府電気機械器具製造業 最低賃金専門部会運営規程	p. 2
No. 3	令和 7 年度 京都府特定（産業別）最低賃金改正の手順	p. 3
No. 4	令和 7 年度 特定（産業別）最低賃金の改正に関する申出一覧表	p. 4
No. 5	令和 7 年度 京都府電気機械器具製造業 最低賃金改正決定の申出書	p. 5
No. 6	令和 7 年度 京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）	p. 6
No. 7	京都府地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移	p. 8
No. 8	令和 7 年 春季 各機関別 賃上げ集計状況	p. 14

京都府電気機械器具製造業 最低賃金専門部会 委員名簿

令和7年10月30日任命
京都労働局労働基準部賃金室

	氏 名	現 職
公益代表委員	上田 眞士 ウエダ マサシ	同志社大学 社会学部 教授
	寺井 基博 テライ モトヒロ	同志社大学 社会学部 教授
	渡辺 めぐみ ワタナベ めぐみ	龍谷大学 社会学部 教授
労働者代表委員	七里 大介 シチリ ダイスケ	電機連合 京都地方協議会 事務局長
	平峯 健太 ヒラミネ ケンタ	オムロングループ労働組合連合会 中央執行委員長 オムロン労働組合 中央執行委員長
	巳之口 眞理子 ミノクチ マリコ	J AM京滋 書記局 職員
使用者代表委員	石垣 一也 イシガキ カズヤ	一般社団法人京都経営者協会 理事 事務局長
	谷村 仁志 タニムラ ヒトシ	オムロン株式会社 グローバル人財総務本部 人事部長
	中西 康之 ナカニシ ヤスユキ	株式会社G Sユアサ 人事部 担当部長

委員：五十音順

京都地方最低賃金審議会 京都府電気機械器具製造業最低賃金 専門部会運営規程

- 第1条 この規程は、京都地方最低賃金審議会 京都府電気機械器具製造業 最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事の運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるものほか、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、京都労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。
- 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の一週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
- 第3条 委員は、病気その他の事由によって、会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。
- 第4条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。
- 第5条 会議は、原則として非公開とする。
- 第6条 会議の議事については、議事要旨を作成するものとする。
- 2 議事要旨は、原則として公開とする。
- 第7条 部会長は、専門部会において、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて決議を行ったときは、審議会の会長に報告するものとする。
- 第8条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

- 第1条 この規程は、平成13年9月12日から施行する。

令和 7 年度 京都府特定（産業別）最低賃金改正の手順

京都労働局賃金室

令和 7 年 10 月 23 日作成

令和 7 年 2 月 26 日

特定（産業別）最低賃金新設・改正に係る意向表明（9 業種）



7 月 29 日

特定（産業別）最低賃金改正決定（7 業種）の申出

7 月 31 日
第 2 回本審議会特定（産業別）最低賃金改正決定 7 業種の必要性の有無に
係る諮問

8 月 27 日

特定（産業別）最低賃金改正決定（1 業種）の申出（7 月 29
日の申出を取下げた後、再度の申出）8 月 27 日
第 3 回本審議会特定（産業別）最低賃金改正決定（1 業種）の必要性の有無に
係る諮問9 月 2 日～9 月 3 日
第 4、5 回
全員協議会等特定（産業別）最低賃金改正決定 7 業種（新設決定を含む）
の必要性の有無に係る審議①10 月 6 日
第 5 回本審議会特定（産業別）最低賃金改正決定（新設決定を含む）の必要
の有無に係る答申

特定（産業別）最低賃金改正決定に係る諮問（1 業種）

10月30日～

専門部会における金額審議②

11月26日あるいは
12月8日
第6回本審議

専門部会長報告
特定（産業別）最低賃金改正決定の答申・公示

異議が出れば異議審（12月12日あるいは12月24日に予定）

官報公示（12月下旬あるいは令和8年1月中旬の見込）
改正最低賃金の発効（令和8年1月下旬あるいは2月中旬の見込み）

令和7年度 特定（産業別）最低賃金の改正に関する申出一覧表

京都労働局賃金室
令和7年10月1日作成

	最低賃金の件名	申出者	A 協約適用 又は合意者数 (人)	B 適用 労働者数 (人)	A/B (%)	申出 ケース	改正・新 設・廃止	最も低い 労働協約 の金額	申出 年月日
1	京都府金属素形材 製品、ボルト・ ナット・リベット・ 小ねじ・木ねじ等製造業最低賃 金	最賃京都機械 金属連絡会議 議長 青山 勲	624	2,001	31.1	労働協約	改正	1,076円	R7.7.29
2	京都府電子部品・ デバイス・電子回 路、電気機械器 具、情報通信機械 器具製造業最低賃 金	最賃京都機械 金属連絡会議 議長 青山 勲	16,736	30,483	54.9	同上	同上	1,156円	同上
3	京都府輸送用機械 器具、建設機械・ 鉱山機械製造業最 低賃金	最賃京都輸送 用機械連絡会 議長 大西 稔	4,188	8,504	49.2	同上	同上	1,126円	同上
4	京都府各種商品小 売業最低賃金	京都小売最賃 連絡会 代表幹事 師玉 憲治郎	6,054	8,626	70.1	同上	同上	1,115円	同上
5	京都府自動車（新 車）小売業最低賃 金	最賃京都新車 小売業関連連 絡会議 議長 大西 稔	2,479	5,299	46.7	公正競争	同上	1,212円	同上
6	京都府百貨店、総 合スーパー・マーケット、ドラッグ ストア最低賃金	京都小売最賃 連絡会 代表幹事 師玉 憲治郎	7,896	14,392	54.8	労働協約	新設	1,115円	同上
7	京都府百貨店、総 合スーパー・マーケット、ホームセ ンター最低賃金	京都小売最賃 連絡会 代表幹事 師玉 憲治郎	6,212	12,307	50.4	同上	同上	1,115円	同上
8	京都府各種商品小 売業最低賃金	京都小売最賃 連絡会 代表幹事 師玉 憲治郎	2,658	8,626	30.8	同上	改正	1,130円	R7.8.27

注・「京都府各種商品小売業最低賃金」については、令和7年8月27日付けで上記4を取下げ。改めて上記8が申出されたもの。

・[京都府自動車（新車）小売業最低賃金]のB（適用労働者数）については、「令和3年経済センサス活動調査、」及び各業界団体の調査結果等からの推計による。

・「京都府百貨店、総合スーパー・マーケット、ドラッグストア最低賃金」及び「京都府百貨店、総合スーパー・マーケット、
ホームセンター最低賃金」B（適用労働者数）については、総務省統計局「令和4年次フレーム」を独自集計したものである。

・A/B（%）は、少数点第2以下を切り捨て表示している。

資料 5

京都労働局
局长角南巖殿



2025年7月29日

最賃京都機械機器連絡会議
議長 勅
印議事部

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、京都府の電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

言己

1、申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 約16,736名。

2、最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げるものを除く。

1. 18歳未満又は65歳以上の者。
2. 雇い入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者。
3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者。
4. 部品の組み立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務。
5. 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取揃え又は洗浄の業務。
6. 塗装若しくはメツキにおけるマスキング又は防錆処理の業務。
7. 書類等の事業場内集配又は複写の業務。

尚、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者を言うが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当する者である。

- (イ) 当該事業に従事した経験がない者は、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について認められること。
従って、離転職者を含めある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
- (ロ) 職場内外において集合的に実施されるもののほか、OJT
(業務遂行の過程において、仕事を通じて行われる教育訓練)
も含まれること。
- (ハ) 習得させるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- (ニ) 技能養成を実施する担当者又は責任者が定められていること。

3、改正決定を申し出る最低賃金の件名

京都府電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金

4、申し出の内容

上記3、の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求めるものである。

尚、最低賃金額については、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5、申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 16,736名

京都府における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス造業を営む使用者に使用される労働者数 30,483名

= 54.9%

最も低い労働協約の金額・・・時間額 1,156円

現在適用されている法定最低賃金額

(時間額 1,074円)

6、添付書類

1. 京都府における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の事業所数と労働者数の概況

2. 最低賃金の必要性に合意する者の内訳

3. 最低賃金に関する労使協定の適用を受ける者の内訳

4. 労使協定の写し

5. 申し出に関する合意及び申請代表者に対する委任書

以上

資料 6

京劳発基 1006 第 1 号

令和 7 年 10 月 6 日

京都地方最低賃金審議会

会長 岩永 昌晃 殿

京都労働局長

角南 巖

令和 7 年度 京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度の下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

京都府 地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移（平成5年度～平成11年度）

京都労働局 労働基準部 賃金室 R5.4.20

地域別最低賃金		特定（産業別）最低賃金																	
		京都府最低賃金		印刷業		金属製品製造業		一般機械器具 製造業		電気機械器具 製造業		輸送用機械器具 製造業		船舶製造修理業		各種商品小売業		自動車小売業	
		改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率														
				地賃比	(引上額)														
平成5年度		発効年月日		H5.10.1		H6.1.2		H5.12.25		H5.12.25		H5.12.31		H5.12.31		H5.12.25		H5.12.25	
日額	4,754 (145)	4,754 (145)	3.15	5,389 (157)	3.00	5,500 (175)	3.29	5,512 (175)	3.30	5,433 (170)	3.23	5,504 (176)	3.30	5,509 (176)	3.30	5,236 (161)	3.17	5,390 (168)	3.22
		595	3.12 (18)	674 (20)	3.06	689 (23)	3.45	690 (23)	3.45	680 (22)	3.34	689 (23)	3.45	690 (23)	3.45	656 (21)	3.31	674 (21)	3.22
平成6年度		発効年月日		H6.10.1		H7.1.14		H7.1.1		H7.1.12		H6.12.25		H6.12.25		H6.12.25		H7.2.4	
日額	4,868 (114)	4,868 (114)	2.40	5,505 (116)	2.15	5,637 (137)	2.49	5,656 (144)	2.61	5,571 (138)	2.54	5,653 (149)	2.71	5,659 (150)	2.72	5,371 (135)	2.58	5,529 (139)	2.58
		609	2.35 (14)	689 (15)	2.23	708 (19)	2.76	709 (19)	2.75	698 (18)	2.65	708 (19)	2.76	709 (19)	2.75	673 (17)	2.59	692 (18)	2.67
平成7年度		発効年月日		H7.10.1		H7.12.22		H7.12.24											
日額	4,978 (110)	4,978 (110)	2.26	5,615 (110)	2.00	5,772 (135)	2.39	5,793 (137)	2.42	5,705 (134)	2.41	5,792 (139)	2.46	5,798 (139)	2.46	5,497 (126)	2.35	5,662 (133)	2.41
		624	2.46 (15)	703 (14)	2.03	726 (18)	2.54	727 (18)	2.54	714 (18)	2.29	726 (18)	2.54	727 (18)	2.54	689 (16)	2.38	708 (16)	2.31
平成8年度		発効年月日		H8.10.1		H8.12.25													
日額	5,081 (103)	5,081 (103)	2.07	5,719 (104)	1.85	5,908 (136)	2.36	5,929 (136)	2.35	5,837 (132)	2.31	5,928 (136)	2.35	5,934 (136)	2.35	5,612 (115)	2.09	5,793 (131)	2.31
		637	2.08 (13)	716 (13)	1.85	743 (17)	2.34	744 (17)	2.34	731 (17)	2.38	743 (17)	2.34	744 (17)	2.34	704 (15)	2.18	725 (17)	2.40
平成9年度		発効年月日		H9.10.1		H9.12.21													
日額	5,191 (110)	5,191 (110)	2.16	5,829 (110)	1.92	6,046 (138)	2.34	6,067 (138)	2.33	5,970 (133)	2.28	6,066 (138)	2.33	6,070 (136)	2.29	5,736 (124)	2.21	5,926 (133)	2.30
		650	2.04 (13)	730 (14)	1.96	760 (17)	2.29	762 (17)	2.42	748 (18)	2.33	760 (17)	2.29	761 (17)	2.28	719 (15)	2.13	741 (16)	2.21
平成10年度		発効年月日		H10.10.1		H10.12.20		H9.12.21											
日額	5,283 (92)	5,283 (92)	1.77	5,920 (91)	1.56	6,152 (106)	1.75	6,174 (107)	1.76	6,074 (104)	1.74	6,175 (109)	1.80	6,174 (104)	1.71	5,833 (97)	1.69	5,926 (112)	—
		661	1.69 (11)	742 (12)	1.64	773 (13)	1.71	775 (13)	1.71	761 (13)	1.74	773 (13)	1.71	774 (13)	1.71	732 (13)	1.81	741 (12)	—
平成11年度		発効年月日		H11.10.1		H11.12.17		H11.12.17		H11.12.17		H11.12.17		H11.12.18		H11.12.17		H9.12.21	
日額	5,330 (47)	5,330 (47)	0.89	5,968 (48)	0.81	6,206 (54)	0.88	6,227 (53)	0.86	6,127 (53)	0.87	6,229 (54)	0.87	6,229 (55)	0.89	5,886 (53)	0.91	5,926 (111)	—
		668	1.06 (7)	748 (6)	0.81	780 (7)	0.91	782 (7)	0.90	767 (6)	0.79	780 (7)	0.91	780 (7)	0.78	738 (6)	0.82	741 (6)	—

資料No.7

京都府 地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移（平成12年度～平成17年度）

京都労働局 労働基準部 賃金室 R5.4.20

地域別最低賃金		特 定（産 業 别）最 低 賃 金																			
		京都府最低賃金		印 刷 業		金 属 製 品 製 造 業		一般機械器具 製 造 業		電 气 機 械 器 具 製 造 業		輸 送 用 機 梯 器 具 製 造 業		船 舶 製 造 修 理 業		各 種 商 品 小 売 業		自 動 車（新 車） 小 売 業		自 動 車 小 売 業	
		改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率				
				地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)				
		H12. 10. 1		H12. 12. 16		H12. 12. 16		H12. 12. 16		H12. 12. 16		H12. 12. 16		H12. 12. 16		H13. 1. 20 (新設)		H9. 12. 21			
平成12年度	日額	5,372	0.79	6,012	0.74	6,253	0.76	6,275	0.77	6,176	0.80	6,277	0.77	6,277	0.77	5,931	0.76	5,971	—	5,926	
				111.9	(44)	116.4	(47)	116.8	(48)	115.0	(49)	116.8	(48)	116.8	(48)	110.4	(45)	111.2		110.3	
	時間額	673	0.75	753	0.67	786	0.77	788	0.77	773	0.78	786	0.77	786	0.77	743	0.68	746	—	741	
										旧輸送用機械器具製造業及び船舶 製造修理業を廃止し、新輸送用機 械器具製造業を決定(H13. 12. 20)		輸送用機械器具製造業									
平成13年度	日額	5,408	0.67	6,049	0.62	6,293	0.64	6,315	0.64	6,216	0.65	6,316		0.62	5,963	0.54	6,007	0.60	5,926		
				111.9	(36)	116.4	(37)	116.8	(40)	114.9	(40)	116.8		(39)	110.3	(32)	111.1	(36)	109.6		
	時間額	677	0.59	758	0.66	791	0.64	793	0.63	778	0.65	791		0.64	747	0.54	750	0.54	741		
平成14年度	日額	—	—	6,053	0.07	6,297	0.06	6,319	0.06	6,220	0.06	6,320		0.06	5,967	0.07	6,007	0.00	5,926		
				—	(4)	—	(4)	—	(4)	—	—		(4)	—	(4)	—	(0)	—	—		
	時間額	677	0.00	758	0.00	792	0.13	794	0.13	779	0.13	792		0.13	747	0.00	750	0.00	741		
平成15年度	日額	—	—	6,053	0.00	6,297	0.00	6,319	0.00	6,228	0.13	6,320		0.00	5,967	0.00	6,007	0.00	5,926		
				—	(0)	—	(0)	—	(0)	—	—		(0)	—	(0)	—	(0)	—	—		
	時間額	677	0.00	758	0.00	793	0.13	795	0.13	780	0.13	793		0.13	748	0.13	750	0.00	741		
平成16年度	日額	—	—	6,053	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	5,967	0.00	6,007	0.00	5,926			
				—	(0)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(0)	—	(0)	—	—		
	時間額	678	0.15	758	0.00	794	0.13	796	0.13	781	0.13	794		0.13	748	0.00	750	0.00	741		
平成17年度	日額	H17. 10. 1	H18. 2. 12	H17. 12. 21	H17. 12. 21	H17. 12. 21	H17. 12. 21	H17. 12. 21	H17. 12. 21	H17. 12. 21	H17. 12. 21	H16. 1. 11		改正申出なし	H9. 12. 21						
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,967	0.00	6,007	0.00	5,926				
	時間額	682	0.59	759	0.13	797	0.38	800	0.50	785	0.51	797		0.38	748	0.00	750	0.00	741		

京都府 地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移（平成18年度～平成23年度）

京都労働局 労働基準部 賃金室 R5.4.20

地域別最低賃金		特定（産業別）最低賃金																	
		京都府最低賃金		印刷業		金属製品製造業		一般機械器具 製造業		電気機械器具 製造業		輸送用機械器具 製造業		各種商品小売業		自動車（新車） 小売業		自動車小売業	
		改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額			
		地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)	地賃比			
平成18年度	発効年月日	H18. 10. 1		H18. 12. 21		H18. 12. 21		H18. 12. 21		H18. 12. 21		H18. 12. 21		改正申出なし		H9. 12. 21			
	日額	—		—		—		—		—		—		6,007	0.00 (0)	5,926			
	時間額	686	0.59 (4)	761	0.26 (2)	801	0.50 (4)	805	0.63 (5)	790	0.64 (5)	802	0.63 (5)	752	0.53 (4)	750	0.00 (0)	741	
				110.9		116.8		117.3		115.2		116.9		109.6		109.3		108.0	
平成19年度	発効年月日	H19. 10. 25		改正申出なし		H19. 12. 21		H19. 12. 21		H19. 12. 21		H19. 12. 21		H19. 12. 21		改正申出なし		H9. 12. 21	
	日額	—		—		—		—		—		—		6,007	0.00 (0)	5,926			
	時間額	700	2.04 (14)	761	0.00 (0)	811	1.25 (10)	815	1.24 (10)	801	1.39 (11)	812	1.25 (10)	758	0.80 (6)	750	0.00 (0)	741	
				108.7		115.9		116.4		114.4		116.0		108.3		107.1		105.9	
平成20年度			日本産業分類の 改正により全部 改定 (H20. 12. 21)				はん用等機械器 具製造業												
	改定額	引上率					地賃比	(引上額)											
	発効年月日	H20. 10. 25		改正申出なし		H20. 12. 21		H20. 12. 21		H20. 12. 21		H20. 12. 21		H20. 12. 21		改正申出なし		H9. 12. 21	
	日額	—		—		—		—		—		—		6,007	0.00 (0)	5,926			
平成21年度	時間額	717	2.43 (17)	761	0.00 (0)	817	0.74 (6)	822	0.86 (7)	810	1.12 (9)	820	0.99 (8)	764	0.79 (6)	750	0.00 (0)	741	
				106.1		113.9		114.6		113.0		114.4		106.6		104.6		103.3	
	発効年月日	H21. 10. 17		改正申出なし		H21. 12. 19		改正申出なし		H21. 12. 19		H21. 12. 19		H21. 12. 19		改正申出なし		H9. 12. 21	
	日額	—		—		—		—		—		—		6,007	0.00 (0)	5,926			
平成22年度	時間額	729	1.67 (12)	761	0.00 (0)	820	0.37 (3)	822	0.00 (0)	814	0.49 (4)	824	0.49 (4)	767	0.39 (3)	750	0.00 (0)	741	
				104.4		112.5		112.8		111.7		113.0		105.2		102.9		101.6	
	発効年月日	H22. 10. 17		H22. 12. 18		H22. 12. 18		改正申出なし		H22. 12. 18		H22. 12. 18		H23. 1. 6		改正申出なし		H9. 12. 21	
	日額	—		—		—		—		—		—		6,007	0.00 (0)	5,926			
平成23年度	時間額	749	2.74 (20)	765	0.53 (4)	824	0.49 (4)	822	0.00 (0)	820	0.74 (6)	830	0.73 (6)	772	0.65 (5)	750	0.00 (0)	改正申出なし 京都府最低賃金を適用	
				102.1		110.0		109.7		109.5		110.8		103.1		100.1			
	発効年月日	H23. 10. 16		改正申出なし		H23. 12. 18		改正申出なし		H23. 12. 18		H23. 12. 18		H23. 12. 18		H23. 12. 18		H9. 12. 21	
	日額	—		—		—		—		—		—		—		—		5,926	
平成23年度	時間額	751	0.27 (2)	765	0.00 (0)	829	0.61 (5)	822	0.00 (0)	825	0.61 (5)	834	0.48 (4)	776	0.52 (4)	754	0.53 (4)	改正申出なし 京都府最低賃金を適用	
				101.9		110.4		109.5		109.9		111.1		103.3		100.4			

京都府 地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移（平成24年度～平成30年度）

京都労働局 労働基準部 賃金室 R5.4.20

地域別最低賃金		特 定 (産 業 別) 最 低 賃 金																
		京都府最低賃金		印 刷 業		金 屬 製 品 製 造 業		はん用等機械器具 製 造 業		電 气 機 械 器 具 製 造 業		輸 送 用 機 梯 器 具 製 造 業		各 種 商 品 小 売 業		自 動 車 (新 車) 小 売 業	自 動 車 小 売 業	
		改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率			
				地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)	地賃比	(引上額)			
平成24年度	発効年月日	H24. 10. 14		改正申出なし		H24. 12. 19		改正申出なし		H24. 12. 19		H24. 12. 19		H24. 12. 19		H9. 12. 21		
	日 額	—		—		—		—		—		—		—		5,926		
	時間額	759	1.07 (8)	765	0.00	834	0.60	822	0.00	831	0.73	840	0.72	781	0.64	—	改正申出なし	
				100.8	(0)	109.9	(5)	108.3	(0)	109.5	(6)	110.7	(6)	102.9	(5)	京都府最低賃金を適用	京都府最低賃金を適用	
平成25年度	発効年月日	H25. 10. 24		改正申出なし		H25. 12. 27		改正申出なし		H25. 12. 27		H25. 12. 27		H25. 12. 27		H9. 12. 21		
	日 額	—		—		—		—		—		—		—		5,926		
	時間額	773	1.84 (14)	—	—	842	0.96	822	0.00	840	1.08	849	1.07	790	1.15	—	改正申出なし	
				京都府最低賃金を適用	108.9	(8)	106.3	(0)	108.7	(9)	109.8	(9)	102.2	(9)	京都府最低賃金を適用	京都府最低賃金を適用		
平成26年度	発効年月日	H26. 10. 22		改正申出なし		H26. 12. 19		改正申出なし		H26. 12. 19		H26. 12. 19		H26. 12. 28		H9. 12. 21		
	日 額	—		—		—		—		—		—		—		5,926		
	時間額	789	2.07 (16)	—	—	854	1.43	822	0.00	853	1.55	860	1.30	803	1.65	790	4.77	改正申出なし
				京都府最低賃金を適用	108.2	(12)	104.2	(0)	108.1	(13)	109.0	(11)	101.8	(13)	100.1	(36)	京都府最低賃金を適用	京都府最低賃金を適用
平成27年度	発効年月日	H27. 10. 7		改正申出なし		H27. 12. 26		改正申出なし		H27. 12. 26		H27. 12. 26		H27. 12. 26		H9. 12. 21		
	日 額	—		—		—		—		—		—		—		5,926		
	時間額	807	2.28 (18)	—	—	868	1.64	822	0.00	867	1.64	873	1.51	818	1.87	809	2.41	改正申出なし
				京都府最低賃金を適用	107.6	(14)	101.9	(0)	107.4	(14)	108.2	(13)	101.4	(15)	100.2	(19)	京都府最低賃金を適用	京都府最低賃金を適用
平成28年度	発効年月日	H28. 10. 2		改正申出なし		H28. 12. 24		改正申出なし		H28. 12. 24		H28. 12. 24		H28. 12. 24		H9. 12. 21		
	日 額	—		—		—		—		—		—		—		5,926		
	時間額	831	2.97 (24)	—	—	885	1.96	—	—	883	1.85	889	1.83	837	2.32	835	3.21	改正申出なし
				京都府最低賃金を適用	106.5	(17)	106.3	(16)	106.3	(16)	107.0	(16)	100.7	(19)	100.5	(26)	京都府最低賃金を適用	京都府最低賃金を適用
平成29年度	発効年月日	H29. 10. 1		改正申出なし		H29. 12. 21		改正申出なし		H29. 12. 21		H29. 12. 21		H29. 12. 21		H9. 12. 21		
	日 額	—		—		—		—		—		—		—		5,926		
	時間額	856	3.01 (25)	—	—	902	1.92	—	—	900	1.93	907	2.02	860	2.75	860	2.99	改正申出なし
				京都府最低賃金を適用	105.4	(17)	105.1	(17)	105.1	(17)	106.0	(18)	100.5	(23)	100.5	(25)	京都府最低賃金を適用	京都府最低賃金を適用
平成30年度	発効年月日	H30. 10. 1		改正申出なし		H30. 12. 22		改正申出なし		H30. 12. 22		H30. 12. 22		H30. 12. 22		H9. 12. 21		
	日 額	—		—		—		—		—		—		—		5,926		
	時間額	882	3.04 (26)	—	—	921	2.11	—	—	919	2.11	927	2.21	884	2.79	885	2.91	改正申出なし
				京都府最低賃金を適用	104.4	(19)	104.2	(19)	104.2	(19)	105.1	(20)	100.2	(24)	100.3	(25)	京都府最低賃金を適用	京都府最低賃金を適用

京都府 地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移（令和元年度～令和6年度）

京都労働局 労働基準部 賃金室 R7.4.1

地域別最低賃金		特定（産業別）最低賃金															
		京都府最低賃金		印刷業		金属製品製造業		はん用等機械器具 製造業		電気機械器具 製造業		輸送用機械器具 製造業		各種商品小売業		自動車（新車） 小売業	
		改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	引上率	改定額	地賃比
令和元年度	発効年月日	R1.10.1		改正申出なし		R1.12.22		改正申出なし		R1.12.22		R1.12.22		R1.12.22		R2.1.9	
	日額	—		—		—		—		—		—		—		—	
	時間額	909	3.06 (27)	—	—	933	1.30	—	—	936	1.85	947	2.16	910	2.94	911	2.94
令和2年度	発効年月日	R1.10.1		改正申出なし		改正申出なし		改正申出なし		R1.12.22		R1.12.22		R1.12.22		R2.1.9	
	時間額	909	0.00 (0)	—	—	933	0.00	—	—	936	0.00	947	0.00	910	0.00	911	0.00
				京都府最低賃金を適用		102.6	(0)	京都府最低賃金を適用		103.0	(0)	104.2	(0)	100.1	(0)	100.2	(0)
令和3年度	発効年月日	R3.10.1		R4.4.6		改正申出なし		改正申出なし		R4.1.26		R4.1.26		R4.1.26		R4.1.26	
	時間額	937	3.08 (28)	廢止	—	—	京都府最低賃金を適用	—	—	957	2.24	968	2.22	938	3.08	939	3.07
				京都府最低賃金を適用		102.1	(21)	京都府最低賃金を適用		103.3	(21)	100.1	(28)	100.2	(28)		
令和4年度	発効年月日	R4.10.9		京都府最低賃金を適用	改正必要なし (申出あり)		改正申出なし		R5.1.27		R5.1.27		改正必要なし (申出あり)		改正必要なし (申出あり)		
	時間額	968	3.31 (31)		—	—	京都府最低賃金を適用	—	—	986	3.03	993	2.58	—	—	—	—
					京都府最低賃金を適用	101.9	(29)	京都府最低賃金を適用		102.6	(25)	102.0	(35)	京都府最低賃金を適用	京都府最低賃金を適用		
令和5年度	発効年月日	R5.10.6		京都府最低賃金を適用	改正必要なし (申出あり)		改正必要なし (申出あり)		R6.2.4		R6.2.4		改正申出なし		改正必要なし (申出あり)		
	時間額	1,008	4.13 (40)		—	—	京都府最低賃金を適用	—	—	1,025	3.96	1,028	3.52	—	—	—	—
					京都府最低賃金を適用	101.7	(39)	京都府最低賃金を適用		102.0	(35)	102.0	(35)	京都府最低賃金を適用	京都府最低賃金を適用		
令和6年度	発効年月日	R6.10.1		京都府最低賃金を適用	改正必要なし (申出あり)		改正申出なし		R7.1.19		R7.1.19		改正必要なし (申出あり)		改正必要なし (申出あり)		
	時間額	1,058	4.96 (50)		—	—	京都府最低賃金を適用	—	—	1,074	4.78	1,076	4.67	—	—	—	—
					京都府最低賃金を適用	101.5	(49)	京都府最低賃金を適用		101.7	(48)	101.7	(48)	京都府最低賃金を適用	京都府最低賃金を適用		

資料 8

令和7年 春季 各機関別 賃上げ集計状況

京都労働局

令和7年10月20日作成

【日本労働組合総連合会】

全 体		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 R7. 7. 3
定昇相当見込み 賃上げ計	率 額	1.79%	2.07%	3.58%	5.10%	5.25%
300人未満		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 R7. 7. 3
定昇相当見込み 賃上げ計	率 額	1.74%	1.96%	3.23%	4.45%	4.65%
99人以下		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 R7. 7. 3
定昇相当見込み 賃上げ計	率 額	1.67%	1.89%	2.94%	3.98%	4.36%

○令和7年 (資料出所) 連合 2025春季生活闘争 第7回(最終)回答集計結果
(調査対象・数値) 平均賃金方式(集計組合員数による加重平均)。定期昇給等を含む。

【日本経済団体連合会】

500人以上		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 R7. 8. 6
アップ率		1.82%	2.27%	3.99%	5.58%	5.39%
回答・妥結額		6,040円	7,562円	13,362円	19,210円	19,195円
500人未満		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 R7. 8. 28
アップ率		1.72%	1.92%	3.00%	4.01%	4.35%
回答額(了承・妥結含)		4,444円	5,036円	8,012円	10,712円	11,999円

○500人以上 (資料出所) 2025春季労使交渉・大手企業業種別回答状況〔了承・妥結含〕(加重平均)
(令和7年) (調査対象・数値) 従業員500人以上の主要23業種大手247社。定期昇給等を含む。加重平均
○500人未満 (資料出所) 2025春季労使交渉・中小企業業種別回答状況〔了承・妥結含〕(加重平均)
(令和7年) (調査対象・数値) 従業員500人未満の17業種754社。定期昇給等を含む。加重平均

【日本経済新聞】

全 体		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 R7. 4. 18
賃金交渉 回答・妥結状況	率 額	1.82%	2.28%	3.89%	5.67%	5.49%
(資料出所)		2025年5月16日 日本経済新聞15面 2025年賃金交渉の業種別賃上げ回答・妥結状況				

○令和7年 (調査対象・数値) 上場企業及び日本経済新聞社が選んだ有力な非上場企業のうち集計可能な企業を集計。定期昇給とベースアップ等を含む。加重平均。

※集計対象は毎年異なるため、各表の「額」及び「率」の昨年対比は整合しない。